

定款

GMO リサーチ株式会社

定 款
第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、GMOリサーチ&AI株式会社と称し、英文では GMO Research & AI, Inc.と表示する。

第2条 (GMOインターネットグループ創業の精神)

当社は、GMOインターネットグループの一員として、グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業 とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

第3条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 市場調査分析、広告、宣伝、販促に関する業務
- 2 市場の調査ならびにマーケティング調査に関するコンサルタント業務
- 3 マーケティングリサーチおよび経営情報の調査、収集、提供
- 4 各種市場調査の企画、実施
- 5 インターネットを利用した各種調査業務
- 6 インターネットを利用した広告配信事業
- 7 インターネットを利用して行う各種広告の企画、立案、制作および販売支援
- 8 コンピュータシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理ならびに情報提供仲介業務
- 9 コンピュータソフトウェアの企画、開発、製作、販売、代理販売および保守等
- 10 インターネットを利用した情報提供業務
- 11 AI を活用した各種サービスの研究、企画、開発、販売、代理販売、保守および運用ならびにその受託
- 12 有価証券の取得、運用業務
- 13 イベントの企画および制作運営
- 14 出版・刊行物の企画、編集、販売
- 15 以下の物品の購入および販売
 - ① 商品券・ギフト券
 - ② 暗号資産・ポイント・その他電磁的価値情報
- 16 有料・無料職業紹介事業、労働者派遣事業

17 前各号に附帯関連する一切の業務

第4条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第5条(公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

2.やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第6条(機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

第2章 株式

第7条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2,200,000株とする。

第8条(自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

第9条(単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第10条(単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条(株主名簿管理人)

- 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3.当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第12条(株式取扱規程)

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条(基準日)

当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2.前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

第14条(招集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2.当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第15条(招集権者および議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2.株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第16条(電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとるものとする。

2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条(議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2.前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 18 条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 19 条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条(取締役の員数)

当社の取締役は、11 名以内とする。

第 21 条(取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2.代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3.取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 25 条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条(取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2.取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 27 条(取締役会による事後承認の禁止)

取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。

2.前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令または定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。

3.前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

第 28 条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印ま

たは電子署名する。

第 29 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条(取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条(取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条(監査役の員数)

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 33 条(監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.当社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4.補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項の規定を準用する。

5.前 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6.補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

第 34 条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条(常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 37 条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条(監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 39 条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 40 条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 41 条(監査役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第42条(会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条(会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第45条(事業年度)

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第46条(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

第47条(剰余金の配当の基準日)

当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第48条(配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(商号変更に関する効力発生日)

1. 第1条(商号)の変更は、2024年5月1日に効力を発生するものとし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。